

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則及び戸田市進行性筋萎縮症者療養等給付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月29日

戸田市長 菅 原文 仁

戸田市規則第45号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則及び戸田市進行性筋萎縮症者療養等給付規則の一部を改正する規則
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第11号様式中「80万円9千円」を「82.65万円」に改める。

（戸田市進行性筋萎縮症者療養等給付規則の一部改正）

第2条 戸田市進行性筋萎縮症者療養等給付規則（平成18年規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第4（注）第4項中「80万9千円」を「82.65万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に印刷されている第1条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。